

「短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る初めての特例適用の認定審査を終えて」 学位審査会委員長コメント

(学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例について)

今回実施した短期大学及び高等専門学校の専攻科に係る特例適用の認定は、文部科学省中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月)を踏まえ、「専攻科における学修の成果に基づいて円滑な学位の審査と授与が行われるよう、運用の改善を図る」ため、大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)において、文部科学省その他関係者と協議を重ね、さらに当学位審査会においても、慎重に審議を行った上で、「新たな審査方式」として導入したものである。これは、平成3年度の機構による学位授与制度発足以降最大の改正であり、いわゆる1項学士の学位の授与に係る特例として制度化されたものである。

従来の1項学士の学位審査(現行方式)では、機構及び学位審査会において、個々の申請者の「基礎資格の確認」、「修得単位の審査」に加え、「学修成果の審査及び試験」を実施し、学士に相当する学力の有無を総合的に判断しているが、「新たな審査方式」では、「学修成果の審査及び試験」に代えて、学士課程教育に相当する4年間の学修を総括し、学士の学位取得者に求められる力を育むという観点から、専攻科において「学修総まとめ科目」の設定と学生の履修を求め、学位審査会ではその履修状況等を審査することとしている。このように、新たな審査方式では、機構の学位授与に当たっての申請者の学力の審査を、短期大学及び高等専門学校の専攻科との協働の下に行うものとなっており、それが故に、機構が授与するこれまでの「学士の学位の質」との同等性を担保する観点からは、専攻科において学修総まとめ科目の指導体制が十分に整備され、かつ、適切な指導や成績評価が確実に実施されることを基本的な前提としている。

(今回の認定専攻科の特例適用の認定審査に関して)

今回の特例適用の認定審査の結果、平成27年度においては、短期大学16校・19専攻科、高等専門学校54校・118専攻科、計70校・137専攻科を対象として、特例適用による学位授与申請と審査が行われることとなった。この数は、機構の認定専攻科全体の概ね3分の2となっている。

なお、今回の認定審査は、制度発足初年度ということもあり、申請された短期大学及び高等専門学校の一部で、制度の趣旨やその詳細について、十分に理解が浸透していなかった側面が見られ、このことに関しては、機構側にも説明不足・準備不足があったとも思われ、今後の改善を要する。また、認定審査を通じて、幾つかの課題が明らかとなったところであり、以下にそれらを記したい。

前述のような本制度導入の経緯及び「学修総まとめ科目」の設定趣旨に鑑み、今回の特例適用の認定審査においては、学修総まとめ科目の内容・方法や成績評価の観点・基準の審査に加え、特に学修総まとめ科目を担当する指導教員の適格性の審査において、研究活動を継続的に行っていることを含め、従来の「専攻科の認定に係る審査」及び「認定専攻科の教育の実施状況等の審査(レビュー)」より厳しい基準で教員審査を行ったところである。その背景には、現行方式による学修成果の審査においても、学修成果の内容等から「一部の教員の指導が不適切」といった意見があるほか、認定専攻科の教育の実施状況等の審査において、前回のレビューでの「研究業績(論文執筆、学会発表など)の積み増し」を求めるコメントに対し、十分に対応がなされていない事例が少なからず見受けられる状況にあることを付言しておく。

このように、学修総まとめ科目の審査では、従来の審査より厳しい基準で教員審査を行うことを予め説明していたものの、「業績説明書」の追加提出による補正審査後においても「研究業績不足」の事例が相当数出る結果となった。これらのうち、業績の積み増しを条件として「適」とされた教員については、関係の専門委員会・部会において1～3年後に再審査して確認することとしている。

また、学修総まとめ科目のテーマ設定は、教員の専門分野を基本に設定することを想定していたが、一部の専攻科では、教員の専門分野と大幅に異なる学生個々人の研究テーマを設定しており、そのことで「教員の業績との不一致」として判定されるなどの事例が見られた。その背景には学修総まとめ科目の趣旨の理解不足が存在するものと思料する。

さらに、教員審査では共通基準と各専攻分野の特性に応じた個別基準で判定したが、複数の分野を統合した専攻科に対しては、専攻の区分による判断基準・判定結果に差が生じたため、部会間で「適」「不適」の判定が分かれ、相当数の専攻科で一部の専攻の区分が「不適」となり、特例適用による学位授与申請の対象とならない結果となった。このため、機構において、対象学生の救済の観点から、一定期間に限り、従来の学修成果及び試験の審査を行う方式による「認定専攻科修了見込みでの申請」を可能とする措置を講じたところである。

（今後に向けて）

前述のとおり、本制度は、本科及び専攻科の教育の充実を図る観点から「学修成果の審査及び試験」に代えて「学修総まとめ科目」を設定したことを十分踏まえ、特例適用を受ける短期大学及び高等専門学校の専攻科及びその設置者におかれては、教育機関としての役割と責任を改めて認識し、学修総まとめ科目の指導体制を充実・強化していくなど、自助努力を継続されることを求めたい。また、審査において条件が付された指導教員、指導補助教員には、審査結果に付されたコメントを踏まえ、積極的に研究業績の積み増しを図るとともに、学修総まとめ科目の成績評価についても、観点と基準を明確にし、的確に行われるようお願いしたい。

他方で、機構においても、各短期大学及び高等専門学校関係者が本制度を正しく理解できるよう、各種規則・規程類や提出書類の様式等の工夫・改善に努めるとともに、説明会の開催やHP等を通じて周知するなど、専攻科における教育改善の取組みが円滑に進むよう支援願いたい。

なお、学位審査会としても、今回の審査で課題とされた複数の分野を統合した専攻科に係る審査方法等の在り方について、平成27年度に検討を行う予定としており、本年の10月期から始まる特例適用による学位授与申請に係る審査やその後の教育の実施状況等の審査を含め、制度の運用面でも、適切に対処していきたい。

今後とも、関係者の理解と協力の下で、本制度が円滑に定着するとともに、短期大学及び高等専門学校の教育の充実を通じて、我が国の高等教育の質の向上が図られていくことを期待したい。

平成27年3月13日
学位審査会 委員長 酒井 善則